

内部監査の実施状況について

(令和7年2月6日現在)

埼玉労働局

監査対象官署名	監査実施日 (下記期間にかけて実施)	主な監査項目	監査結果の概要	講ずる措置
局内各課室	令和6年10月3日 ～ 令和6年10月10日	○会計経理事務に関する事項 ○管理事務に関する事項 ○その他	○命免関係、出納官吏等の牽制体制、出勤簿、休暇簿、超過勤務・旅費事務、物品、諸謝金・相談員関係、庁舎管理関係等全般的に概ね適正に処理されていたが、一部において次のとおり事務処理誤りが認められた。 ①往復の行程が100km以上の旅行について、公用ICカード乗車券を使用していた。 ②非常勤職員給与について、欠勤2時間分の報告漏れにより過払いがあった(回収事案)。	①改めてICカード乗車券の利用要件を周知し、注意喚起を行った。ICカード乗車券を使用する際、出張伺等を所属長に提示し、確認を受けた上でICカード乗車券を貸与することを徹底した。 ②非常勤職員活動実績報告書を提出する前に、事務担当者と他の職員で内容のダブルチェックを行い再発防止に努める。
さいたま 労働基準監督署 他7署	令和6年10月17日 ～ 令和6年10月29日	○会計経理事務に関する事項 ○管理事務に関する事項 ○その他	○出勤簿、休暇簿、超過勤務・旅費事務、諸謝金・相談員関係、庁舎管理関係は、概ね適正に処理されていたが、一部において次のとおり事務処理誤りが認められた。 ①往復の行程が100km以上の旅行について、公用ICカード乗車券を使用していた。 ②郵券及びレターパックについて、使用簿への記載漏れがあったため、受払簿と現物の数が一致していない。	①改めてICカード乗車券の利用要件を周知し、注意喚起を行った。ICカード乗車券を使用する際、出張伺等を所属長に提示し、確認を受けた上でICカード乗車券を貸与することを徹底した。 ②郵券及びレターパックの使用について、庶務担当者の確認を受けた上で使用簿に記載し、現物を使用するように周知した。また、受払簿と現物の残枚数の突合を複数人で行うこととした。
川口 公共職業安定所 他14所	令和6年11月5日 ～ 令和6年11月25日	○会計経理事務に関する事項 ○管理事務に関する事項 ○その他	○出納官吏等の牽制体制、出勤簿、休暇簿、超過勤務・旅費事務、物品、庁舎管理関係は、概ね適正に処理されていたが、一部において次のとおり事務処理誤りが認められた。 ①往復の行程が100km以上の旅行について、公用ICカード乗車券を使用していた。	①改めてICカード乗車券の利用要件を周知し、注意喚起を行った。ICカード乗車券を使用する際、出張伺等を所属長に提示し、確認を受けた上でICカード乗車券を貸与することを徹底した。